

2026年
2月

20

金

オンライン（ウェビナー）による開催
お申込みはコードから・裏面も参照を



12時20分開会（14時50分頃終了）

手話通訳・文字通訳あり 参加費無料

- ゲスト 篠田達也さん ●————● 成年後見利用で失職、なぜ？
（弁護士）
- 今川竜二さん ●————● 耳の聞こえない医師として
（総合診療医・聴覚障害者・手話言語者）
- たにぐちまゆさん ●————● どうして運転できないの？
（大阪精神障害者連絡会事務局長）

「障害者」をとりまく法制度のバリア 欠格条項 最高裁も大法廷で審理

「成年後見制度」の利用者は、法律のバリア（欠格条項）のために、2019年までは警備員にも公務員にもなれませんでした。働いてきた仕事をそのために失い、裁判に訴えた人たちがいます。警備員の失職事件と法律のバリアについて最高裁判所の大法廷で審理されることが、2025年5月に発表されました。裁判の経過と問題のありかについて、弁護団の篠田弁護士に報告していただきます。聴覚障害のある総合診療医の今川さんから、医師になる前後の経験や、障害のある人が医療を受けるうえで障壁になっていることを含めて、お話しいただきます。運転免許更新や住宅賃貸など、精神疾患がある人を取りまくバリアにぶつかってきた社会生活体験について、たにぐちさんのお話をうかがいます。ぜひ、ご参加を！

これまでのイベントで、医師、看護師、社会福祉士、弁護士など、障害がある人に、バリアになった法律や、学び受験し働いていくための調整について、体験からのお話をうかがってきました。それぞれのお話に「諦めないで！」というメッセージが込められていました。仕事の免許だけではなく、運転免許などにもバリアがあり、障害ゆえに初めから「無理」という対応がよくあります。このイベントは、障害があるかどうかで分け隔てられない、あたりまえに共に働き暮らせる社会、バリアのない社会を展望します。

共催： NPO法人DPI日本会議・障害者欠格条項をなくす会・障害と人権全国弁護士ネット・聴覚障害をもつ医療従事者の会

▼参加申込みについて

チラシ表のQRコード又は下記のリンクから、申込みフォームが開きます。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_Ce93HUcwSB6pVCLIZuNcpw

フォームに記入して送信すると、ウェビナー参加するためのリンクなどが記載されたメールが届きます。もし、メールが届かない場合は、迷惑メールなどに入っていないか、ご確認下さい。

申込みフォームを使いにくい／使えない場合、メールでお申込みいただけます。

参加申込みなどについてのお問合せも、このメールアドレスでお受けします。

(あて先) kekkakujokoQAbook★gmail.com (半角記号★を@に変えて)

下記の6項目をお送り下さい。

1,メールアドレス 2,お名前 3,ご所属 4,電話番号 5,必要な情報保障・手話通訳・文字通訳・テキストデータ(音声リーダーを使用されている方など) 6,記者あるいはジャーナリストですか?(はい・いいえ)

法制度のバリアについて

2026年度に障害者差別解消法が施行11年を迎えますが、今なお、障害のある人にバリアとなる条文(欠格条項)が、「心身の障害」や「心身の故障」という言葉で、多数の法律に設けられています。

欠格条項は、“障害があるから職務や行為を適正にできないかもしれない”という見方にもとづいて、視覚や聴覚や肢体などに障害のある人、学習障害や精神疾患などの精神の機能の障害がある人を対象にしています。

そのため、試験に合格しても、書類や診断書などによる審査が待っている、審査に通って資格や免許を交付されるまで就職活動もできないなど、障害のない人には無いハードルが設けられ、本人にはもちろん、社会にも、はかりしれない損失をもたらしています。

開催費カンパにご協力を！

このイベントは、広く多くのかたにご参加いただけるよう参加費無料としていますが、開催には通訳料などいろいろな費用がかかります。ぜひ、カンパご協力をお願いします。

(お振込先)

ゆうちょ銀行 当座預金
店名 〇一九(ゼロイチキュー)
口座番号 0130574
名義 障害者欠格条項をなくす会



「障害者欠格条項をなくす会」は、このイベントのよびかけ団体で、1999年に発足し、調査や政策提言をしています。本『障害のある人の欠格条項ってなんだろう？ Q&A-資格・免許をとって働き、遊ぶには』(2023年発行 解放出版社)の企画編集から参画し、出版記念イベントなどを共催してきました。

<https://www.dpi-japan.org/friend/restrict/>

2024年開催イベント「可能性、もっと広がる」の動画を視聴できます。

<https://www.youtube.com/watch?v=cnXPYMGiiCs&t=12s>